



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

ワークシェアリング

最近、ワークシェアリングという言葉を目にしました。困ったときは、みんなで助け合う、喜びも苦しみも分け合うという姿勢をもつことは、とても大切なことですね。雇用環境の安定を確保することが、今、もっとも必要になっています。

ワークシェアリングとは、従業員一人当たりの労働時間を減らし、その分で他の従業員の雇用を維持したり、雇用を増やしたりする試みのことで、「仕事の分かち合い」と訳されることが多いそうです。

ワークシェアリングには、大きく分けると3種類あり、不況時に従業員の数を減らさないようにする「緊急避難型」と、社会全体として個人の労働時間を減らす「雇用創出型」と、主婦や高齢者に労働の機会を提供する「多様就業対応型」に分けられます。

先月、政府、日本経団連、連合などは、「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」を発表し、休業などを通じて雇用を維持する取り組みを「日本型ワークシェアリング」と位置づけ、政労使が一体となって推進することを柱としています。

「日本型ワークシェア」は、休業や残業時間を削減することで雇用を維持した企業に対し、政府が一人当たりの賃金の一定額を支払う仕組みであり、その1つの方策として政府は雇用調整助成金の支払要件を緩和しました。

昨秋以降、金融・経済危機を受けて急激な減産に追い込まれた大手メーカーは、すでに残業の削減や休業日の設定などで賃金を抑制したり、関連会社への社員出向を通じて雇用の維持を図っています。

一方で、ワークシェアリングをわが国に導入する場合、日本の企業は、基本給に様々な手当を積み上げる方式を採用しているところが多いことから、労働時間を減らしても人件費はなかなか下げにくいという実情があります。さらに、同じ仕事なら、正社員の賃金もパートの時給も同じ水準にするなどの同一労働同一賃金への取り組みを進め、給与体系そのものを見直す時期に来ています。

他方で「派遣切り」は、深刻な社会問題となっており、雇用維持対策は、急務の課題となっています。派遣社員や期間従業員の雇用を守る観点からも、企業が導入しやすい日本型ワークシェアリングの仕組みを検討する必要があると思われます。

私は「働き方」について、一人ひとりが自覚をもって真剣に考えることが、重要だと思います。

(青島 彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先：朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (欠損金の繰戻し還付制度の復活)

当社は、自動車部品製造業を営む3月決算の中小企業です。
昨今の経済情勢の悪化により、受注が落ち込み当期の業績が低迷しています。このままの状況が続けば、今期の決算では、税務上の欠損金額が5,000万円程度になる見込みです。
前期は、業績も良く過去最高の利益を計上し、所得金額が7,000万円で法人税額を2,100万円納付しました。
資金繰りも悪化しており、前期に納付した税金を取り戻すことはできないのでしょうか。

Answer

平成21年度の税制改正により欠損金の繰戻し還付制度が復活し、中小企業について、前期に納付した法人税額の全部又は一部を取り戻すことが可能になりました。
貴社の場合、この制度を利用し、前期に納付した法人税額 2,100万円のうち、1,500万円の還付を受けることができます。

解説



欠損金の繰戻し還付制度は、青色申告書を提出する法人が、その事業年度に生じた欠損金額をその前事業年度(その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度)に繰戻して、前事業年度に納付した法人税額の全部又は一部の還付を求めることができる制度です。

貴社の場合、還付される法人税額は、次の計算式により 1,500万円になります。

$$2,100\text{万円(前期法人税額)} \times \frac{5,000\text{万円(当期欠損金額)}}{7,000\text{万円(前期所得金額)}} = 1,500\text{万円}$$

現在、この制度は、一定の場合を除いて適用が停止されていますが、平成21年度税制改正により、中小法人等につき、平成21年2月1日以後に終了する事業年度について復活します。

この制度の適用対象となる中小法人等は、青色申告書を提出する普通法人のうち、各事業年度終了の時における資本金が1億円以下の法人等です。親会社が資本金1億円超の法人の場合でも、対象となる中小法人等の期末資本金が1億円以下であれば対象になります。
また、この制度の適用を受けるためには、欠損金の繰戻しによる還付請求書を法人税申告書の提出期限内に提出していることなどの要件があります。

なお、地方税については、同様の還付制度がないため、還付法人税額(控除対象還付法人税額)を7年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除することになります。

根拠条文等

法人税法 第80条 (欠損金の繰戻しによる還付)
租税特別措置法 第66条の13 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用)